

『小型車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転特別教育』開催のご案内

建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 Tel (096) 371-3700
ホームページ: <https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)の運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全衛生のための特別教育を行わなければならないとされています。

当支部は事業主に代わって特別教育を開催いたします。

《対象機種》

ブル・ドーザー	モーター・グレーダー	トラクター・ショベル	ずり積機
スクレーパー	スクレープ・ドーザー	パワー・ショベル	ドラグ・ショベル
ドラグ・ライン	クラムシェル	バケット掘削機	トレンチャー

1. 開催予定(2日間:学科7時間 実技6時間)

令和5年度実施予定: 4月、6月、9月、10月、令和6年2月
(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

1日目 (学科) 8:40 ～ 17:00
2日目 (実技) 8:50 ～ 16:00

2. 受講資格

満18歳以上の者

3. 受講料及びテキスト代(消費税込み)

【会 員】受講料: 13,200 円 (会員のテキスト代は無料です)
【非会員】受講料: 13,200 円 テキスト代: 1,056 円 合計 14,256 円

4. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先:管轄労働局)。